

新潟市議会報告は、新潟市民の皆様にも市政の取り組みや議会活動をわかりやすく報告し、市政に関心を持っていただくために発行しています。この活動報告は政務活動費で発行しています。

市職員が市民全体の奉仕者であるために!

市役所内で まかり通る職員に対する政党機関紙購読の勧誘について

新潟市は、職員を 政治的な圧力から守っているか?

✓ 質問の趣旨と成果

新潟市役所の庁舎内で保険を勧誘したり物品を販売するには、庁舎管理者から許可を得る必要があります。ところが国政政党等が発行する政党機関紙の購読に関する勧誘や、それに伴う配達及び集金等の行為に関する許可申請は、これまで提出されたことがないにも関わらず、庁舎内で勧誘されたと思われる相当数の契約が確認されており、結果として公務中の職員に対し、配達と集金が繰り返されています。

政党機関紙は報道系の一般的な新聞とは違い、各政党の政治的主張や、選挙公報等に関する宣伝もその目的とされ、販売収入は政党の活動を支えている側面もあることから、このような印刷物が市民共有の財産である市役所庁舎において、市民全体の奉仕者である職員に対して、無許可で購読の勧誘が行われ、公務中の職員に対して配達や集金が行われている実態は、地方公務員法で定めるところの「サービスの根本基準」や「職員の政治的中立性の確保」を脅かしているとも考えられます。

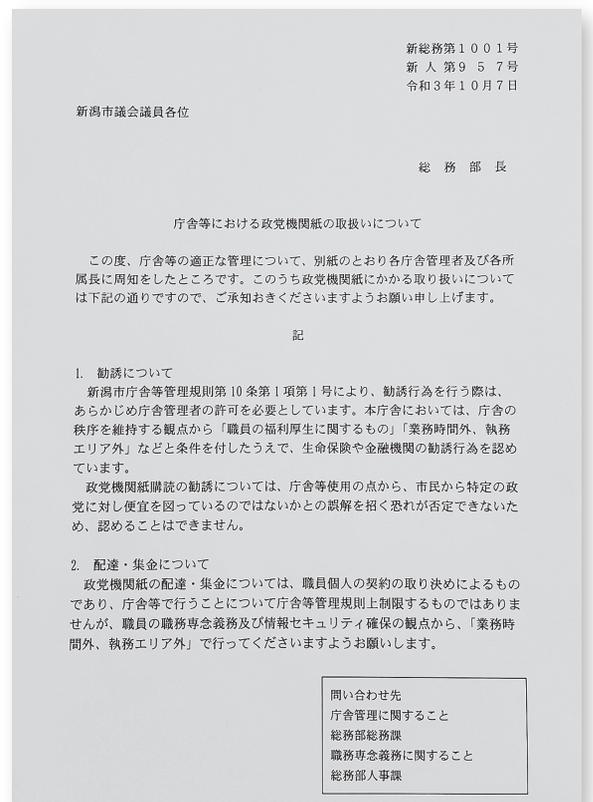
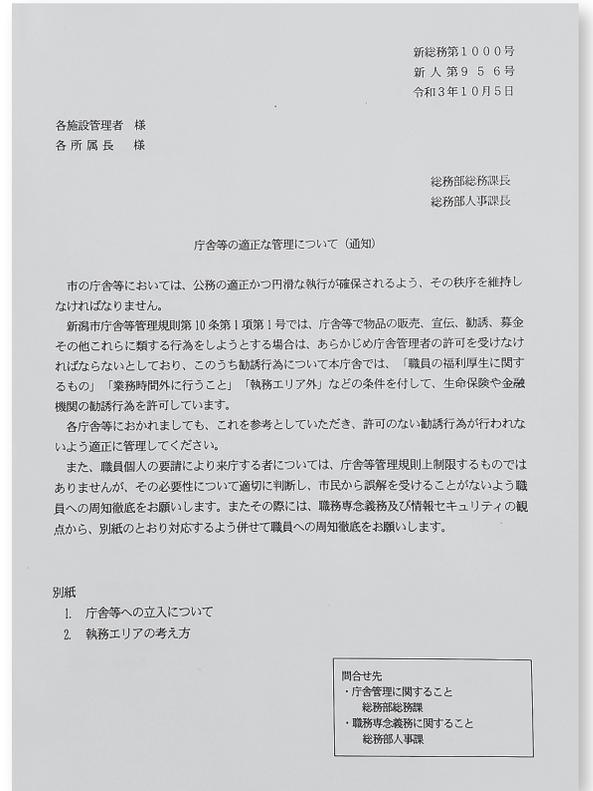
更に一部の政党においては、市議会議員が直接職員に対して、勧誘したり配達や集金を行っているケースが確認されていることから、立場上断り切れずに購読に応じた職員の存在も懸念されます。

裏面の一般質問での質疑をご覧いただければお分かりになると思いますが、市はこのような状態を、許可していないものが存在するはずがないとでも考えているのか、永年に亘って見て見ぬふりを続けてきました。

今回の質疑は、このことを市に認めさせ、必要な改善を迫ることで、地方公務員法で目指すところの「職員の政治的中立性を保障することにより、地方公共団体の行政の公正な運営を確保するとともに、職員の利益を保護すること」の実現を目的に臨んだものです。

結果として、**庁舎管理局より、市議会議員に向けては、庁舎内での政党機関紙の勧誘は認められないことと、集金や配達は業務時間外に執務エリア外で行うことを求める文書が、また各施設管理者に向けては、許可のない勧誘行為が行われないよう適正な管理を求めること**の文書通知が発出されました。

確かにこれで、庁舎内における新たな購読契約は規制の対象になり、また業務時間中の職員への配達や集金等の行為が制限されたことにはなり、一歩前進であることに間違いありません。しかし、庁舎内での政党機関紙の流通そのものが規制された訳ではなく、その面では現状とあまり変わらないということでもあります。したがって今後更なる対応を求めることの必要性を認識しています。



●今回の質疑に関連して、総務部から庁舎管理者と市議会に宛てて発出された行政文書

将来に責任の持てる市政を進めます。

新潟市議会議員 **深谷しげのぶ** 【中央区】

発行 / 深谷しげのぶ事務所

〒950-0081 新潟市中央区三和町 8-25 TEL 025-378-0177 FAX 025-378-0178

Check!



市民の願いが
とどく市政を。

新潟市は、職員を政治的な圧力から守っているか？

質問① 深谷しげのぶ

地方公務員法の「職員の政治的中立性の保障」とは？

地方公務員法の第36条は、職員の政党や政治団体への関与、所属する地方公共団体の区域における選挙・署名運動・寄付金の募集等への関与、庁舎における文書や図画の掲示等の政治的行為の制限について定めている。またこの規定は、職員の政治的中立性を保障することで、行政の公正と、職員の利益を保護することを目的とすると記されている。では、**職員の政治的中立性の確保とは具体的にどういうことを指すのか**見解を伺う。

答 弁 市長

憲法第15条第2項は、「すべての公務員は全体の奉仕者であって一部の奉仕者ではない」と規定し、地方公務員法第30条で「すべての職員は全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、かつ、職務の遂行に当たっては全力を挙げてこれに専念しなければならない」と規定している。

これは、すべての公務員が国民である住民に奉仕するために勤務しなければならないこと、奉仕の対象は住民であって、住民の一部や一党一派に対するものではないということを意味しており、サービスにおける基本原則といえる。

したがって地方公務員法第36条の規定は、**全体の奉仕者たる性格を有する職員について、その政治的中立性を確保することにより、市民の信頼のもと市政の公正な運営を確保するとともに、職員を政治的影響力から保護することを目的とする趣旨であることから、遵守されなければならない**と考えている。

質問② 深谷しげのぶ

庁舎内における政党機関紙の流通を把握しているか？

市民や来庁者に、本市の職員が職務中に政治的な関わりを持っているのではとの印象を与える可能性があるものに、国政政党等が発行する政党機関紙の庁舎内での取り扱いが挙げられる。これらは政党が行う政治的、社会的な主張や活動の宣伝、選挙広報等が発行の目的にもなっており、購読は特定の政党の支持や支援に繋がる側面がある。本市庁舎等においては、私自身も特定の政党機関紙が職員に向け配達されている様子を確認しており、一定数の職員には購読に至った経緯も聞き取りをしている。**庁舎管理局は、本市庁舎等において職員が定期購読している政党機関紙の名称や部数等を、どのように把握しているか。**

答 弁 総務部長

本市庁舎等において職員に対し、政党機関紙が配達されていることは承知しているが、その部数などの実態について正確に把握していない。

質問③ 深谷しげのぶ

庁舎内における政党機関紙の勧誘・配達・集金等の実態を把握しているか？

本市庁舎等において職員が定期購読する政党機関紙について、購読に関する勧誘・配達・集金等の一連の行為の実態は、**どう把握しているか。**

答 弁 総務部長

本市庁舎等において職員に対し、政党機関紙が配達されていることと、その代金が庁舎内で集金されていることは承知している。

質問④ 深谷しげのぶ

職員への政党機関紙の勧誘・配達・集金等に市議会議員が関わっていることをどのように認識しているか？

一部の政党機関紙については、**市議会議員が庁舎等において勤務する職員に対し、勧誘・配達・集金等の政党機関紙購読に関する一連の行為を行っている**との情報を得ているが、どのように認識しているか。

答 弁 総務部長

個々の職員が政党機関紙購読の勧誘を受けたか否か、何をきっかけに購読に至ったのかは把握していない。

質問⑤ 深谷しげのぶ

庁舎等管理規則は庁舎内での物品販売等の行為を規制しているが、政党機関紙の勧誘・配達・集金等の扱いはどうなっているか？

本市は庁舎等における公務の適正かつ円滑な執行を目的に、新潟市庁舎等管理規則を定め、その第10条では行為の許可申請等を規定している。物品の販売、宣伝、勧誘等の行為。はり紙、ビラ、ポスター、看板等の掲示又は配布。工作物等の設置。これらの許可を受けようとするものは、行為許可願を庁舎管理者に提出しなければならないが、**本市庁舎等において職員が定期購読する政党機関紙の、勧誘・配達・集金等の一連の行為と、新潟市庁舎等管理規則との整合性について見解を伺う。**

答 弁 総務部長

本市庁舎等において勧誘行為を行う場合は、新潟市庁舎等管理規則により、あらかじめ庁舎管理者の許可を受けなければならないとされている。しかし政党機関紙の勧誘については、市民から特定の政党との政治的関わりを疑われる可能性があることから、仮に申請されても許可できない。

